

2022年1月から、健康保険制度の改正により 傷病手当金の支給期間が通算化になりました

これまで

病気やけがで働けない時、1年6か月間「傷病手当金(法定給付)」が支給されますが、支給期間の数は、途中で出勤した日があっても、**暦上の1年6か月**でした。

1月から

途中で出勤した日があり、傷病手当金の支給対象外となっている期間がある場合、**支給期間を通算(合算)して1年6か月になるまで支給**を受けられます。
※2020年7月2日以降に傷病手当金が受けられるようになった方が対象

重要



トヨタ紡織健保には付加給付があり、「傷病手当金付加金」は傷病手当金と同様に支給期間を通算化しますが、その後の「**延長傷病手当金付加金**」は**暦上の3年間で変更はありません**。

〈例〉 がんの治療のため、何度か休職した場合

